

高収益作物次期作支援交付金 第4次公募に係る事業説明資料

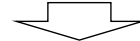
農林水産省
生産局園芸作物課

高収益作物次期作支援交付金による第4次公募

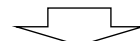
高収益作物次期作支援交付金（概要）

- 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための**緊急事態宣言（令和3年1月～3月）**により**売上減少の影響を受けた高収益作物**について、その影響を緩和し、国内外の新たな需要等に対応する観点から、直接販売や契約栽培、輸出に向けて販路の転換又は拡大に取り組む農業者に対して、**次期作における生産・流通コストの削減、生産性又は品質向上に要する資材等の導入、土づくり・排水対策等作柄安定等に資する取組に対する支援**をその**減収の範囲内**で行う。

- 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための**緊急事態宣言（令和3年1月～3月）**



- 飲食店・イベント等の営業自粛・規模縮小等の影響で卸売市場での**売上減少**などが発生



- **次期作の作付等に悪影響**が生じる恐れ



緊急事態宣言の影響を受けた**農業者が行う、次期作に向けた前向きな取組を支援**

【支援する取組類型】

- ア 生産・流通コストの削減に資する取組
- イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組
- ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組
- エ 作業環境の改善に資する取組
- オ 事業継続計画の策定の取組

※この他、**推進事務費**により**事業実施主体が行う業務に対する支援**を実施する

**新たな需要に対応した生産力強化、
コロナ収束後に向けた生産体制の強化**

第4次公募での主な変更点

- 支援の**対象**となる**期間**は、**緊急事態宣言が発令された令和3年1月から3月**
※支援対象品目は4頁を参照
- 支援の**対象**となる**面積**は、支援対象品目のうち**令和3年1月から3月までの間に出荷実績がある**又は廃棄等により出荷できなかった**ほ場の合計面積を上限**
- 取組を実施する農業者への交付金の**交付額**は、支援対象品目に係る令和3年1月から3月の各**農業者の減収額の8割を上限**
- **収入保険**の加入者は、収入保険による保険金と本交付金との重複を避けるため、収入保険の**保険金等を算定する際の収入に本交付金の交付額を計上**
- **収入保険の未加入者**については、加入に向けて**共済組合との保険設計の相談等を行うことを要件**
- 支援の対象となる次期作の取組項目のうち**工 作業環境の改善に資する取組**
才 事業継続計画の策定の取組
について、前年度、既の実施している取組項目は、取組項目として選択することができない
※7頁及び8頁の注を参照
- 「2万円/10aの取組」及び「厳選出荷」は、支援対象となっていない

高収益作物次期作支援交付金（第4次公募）の枠組み

高収益作物次期作支援

【支援対象】

- 令和3年1月から3月の間に、**支援対象品目の出荷実績がある**又は廃棄等により出荷できなかった農業者

【取組内容】

- 7頁参照

【次期作の支援単価】

① 基本的な支援条件

単価：5万円/10a（ただし中山間地域では5.5万円/10a）

② 高集約型品目（施設栽培）の支援条件

単価：80万円/10a又は25万円/10a

- 単位面積当たり経営費が著しく高い品目（切り花など）に限られます
- 中山間地域であっても同額です

施設要件：加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設（いわゆる雨よけハウスは除きます）

高収益作物次期作支援推進事務

（詳細は10頁参照）

【支援対象】

- 事業実施主体（都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会、農業協同組合等）

【支援単価】

- 定額

【支援する事業内容】

- 推進・指導
- 交付事務
- 実施確認
- その他必要な事項

高収益作物次期作支援交付金（第4次公募）の支援内容①

支援対象品目

- ・ 高収益作物（野菜、花き、果樹等）のうち

- ① 豊作の影響によらず、
- ② 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための緊急事態宣言の発令により、飲食店等の営業自粛等の影響を受けて令和3年1月から3月までの間に卸売市場での売上が平年同月比2割以上減少した月が認められるもの

➤ 全国において支援対象品目となる高収益作物

- ・ メロン、つまもの類（わさび、穂じそ等）、香酸カンキツ（ゆず、すだち、かぼす等）、切り花

➤ 都道府県単位で支援対象品目となる高収益作物

- ・ 都道府県域において地域特有の影響が一定以上生じている品目が対象
- ・ 具体的な品目は、第4次公募と併せて決定

※次期作も作付を継続すること（前作と異なる品目を次期作で栽培する場合は、次期作の品目も高収益作物（野菜、花き、果樹等）であること）が必要です

高収益作物次期作支援交付金（第4次公募）の支援内容②

支援対象となる農業者の考え方

- ・ 令和3年1月から3月の支援対象品目の売上が、基準年（前々年又は平年）の同時期より減少していること
- ・ 収入保険未加入者は、共済組合との保険設計の相談等、加入に向けた具体的な検討を行うこと

交付額算定の考え方

農業者ごとの交付上限額：支援対象品目における令和3年1月から3月の**売上減少額の合計の8割**

交付対象面積：農地台帳及び共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に確認した面積であって、①の面積を上限として②の面積を対象

- ① **支援対象品目の作付面積のうち、令和3年1月から3月の出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかったほ場の面積**
- ② **次期作における高収益作物の作付面積のうち、定められた取組項目のうち2つの取組を同一ほ場において実施する面積**

◆ 次期作の取組実施者（農業者）への交付額

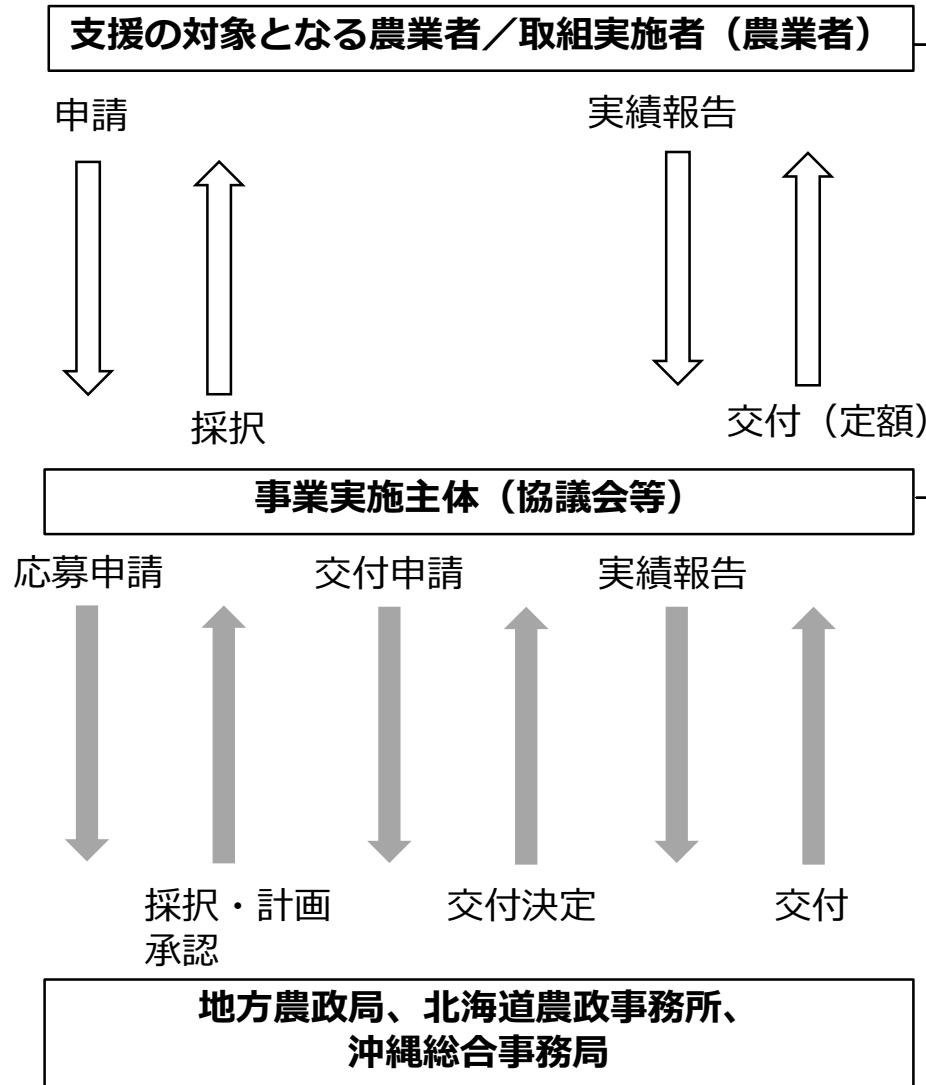
A)、B)のうち
小さい額

{ A) 農業者ごとの交付上限額
B) 交付対象面積×支援単価 { 5万円/10a、5.5万円/10a、
80万円/10a、25万円/10a }

※収入保険の加入者は、収入保険の支払いとの重複を避けるため、収入保険の**保険金等を算定**する際に本交付金の交付額を収入として計上することとなります

高収益作物次期作支援交付金（第4次公募）の支援内容③

公募以降の事業の流れ



事業実施主体の指導の下、以下の要件を満たす農業者

1. 対象期間中に高収益作物の出荷実績がある又は廃棄などにより出荷できなかったことがあること
2. 支援対象期間の対象品目の売上げが、基準年（前々年もしくは平年）の同時期より減少した生産者であること
3. 収入保険未加入者の場合は、共済組合との保険設計の相談等、加入に向けた具体的な検討を行うこと

- ◆ **都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、農業者の組織する団体（生産局長が別に定める要件を満たす団体をいう。）、地方農政局長等が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体**
※受益農家が3戸以上必要

次期作における取組項目 (取組項目①～⑧のうち、2つを同一ほ場で実施)

| 取組類型 | 取組項目 |
|---|--|
| <p>ア 生産・流通コストの削減に資する取組</p> <p>市場価格の下落や観光農園での来客減少などにより販路の変更を余儀なくされた生産者が機械化体系や大型コンテナなどを導入することにより、生産・流通コストの削減を実現</p> | <p>① 機械化体系の導入 ※購入、レンタル、リース (いずれも可)</p> <p>② 集出荷経費の削減に資する資材の導入 (大型コンテナ、通い容器等の導入)</p> |
| <p>イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組</p> <p>新たな販路開拓や転換を有利に進めるためには、特色ある高収益作物の生産性の向上、高品質化を一層推進する必要があることから、産地で戦略的に推進する品目や栽培技術の転換に要する資材等の導入を促進することにより生産体制の強化を実現</p> | <p>③ 品目・品種等の導入 (栽培技術の転換等)</p> <p>④ 肥料・農薬等の導入 (転換に必要な資材導入等)</p> <p>⑤ かん水設備等の導入 (品質向上に必要な機器等の導入)</p> |
| <p>ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組</p> <p>新たな販路開拓や転換を進めるためには、高収益作物の安定供給は必須であることから、次期作における土づくりや排水対策等を徹底することにより、高収益作物の供給力と生産体制の強化を実現</p> | <p>⑥ 土壌改良・排水対策の実施 (作柄安定に資する対策の実施等)</p> <p>⑦ 被害防止技術の導入 (作柄安定に資する資材等)</p> |
| <p>エ 作業環境の改善に資する取組</p> <p>開拓した販路の継続的な確保のためには営農継続と安定化が重要であり、農作業事故の防止や作業者の代替性を向上させる観点から、農業機械安全装置の導入、ほ場回りの安全性の確保とともに、安全講習の受講等による安全への意識向上などを通じて、生産者の安全を確保するとともに営農の継続性を確保</p> | <p>⑧</p> <p>1 労働安全確認事項の実施 (講習会の受講等)</p> <p>2 農業機械への安全装置の追加導入、 ほ場環境改善・軽労化対策の導入</p> |
| <p>オ 事業継続計画の策定の取組</p> <p>農業者(農業団体)として、新型コロナウイルスに感染した場合の営農活動や出荷体制等を維持・継続するための体制を構築</p> | <p>3 事業継続計画の策定等</p> |

それぞれの取組項目における交付対象面積の考え方

| 取組類型 | 取組項目 | 面積の考え方 |
|-----------------------------|--|-------------------------|
| ア 生産・流通コストの削減に資する取組 | ① 機械化体系の導入 ※購入、レンタル、リース（いずれも可） | 導入機械の利用面積 |
| | ② 集出荷経費の削減に資する資材の導入 （大型コンテナ、通い容器等の導入） | 利用する品目の作付面積 |
| イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組 | ③ 品目・品種等の導入 （栽培技術の転換等） | 作付面積 |
| | ④ 肥料・農薬等の導入 （転換に必要な資材導入等） | 取組実施面積 （資材の導入面積） |
| | ⑤ かん水設備等の導入 （品質向上に必要な機器等の導入） | 取組実施面積 |
| ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組 | ⑥ 土壌改良・排水対策の実施 （作柄安定に資する対策の実施等） | 取組実施面積 |
| | ⑦ 被害防止技術の導入 （作柄安定に資する資材等） | 取組実施面積 （資材又は機器の導入面積） |
| エ 作業環境の改善に資する取組 | ⑧ 1 労働安全確認事項の実施 （講習会の受講等） | 取組実施面積 |
| | ⑧ 2 農業機械への安全装置の追加導入、 ほ場環境改善・軽労化対策の導入 | 取組実施面積 |
| オ 事業継続計画の策定の取組 | 3 事業継続計画の策定等 | 取組実施面積 |

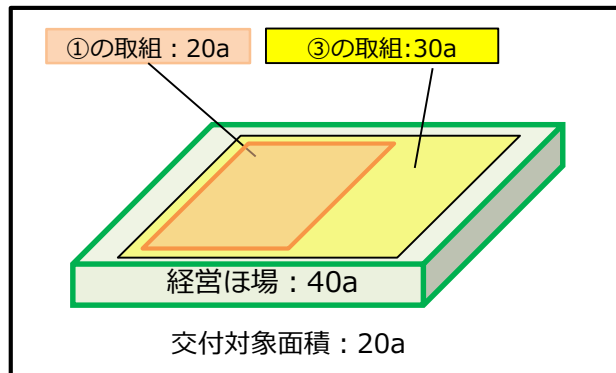
注：取組項目⑧の1から3のうち、前年度、既に実施している項目については、取組項目として選択することはできません。

次期作における交付対象面積及び交付額の考え方

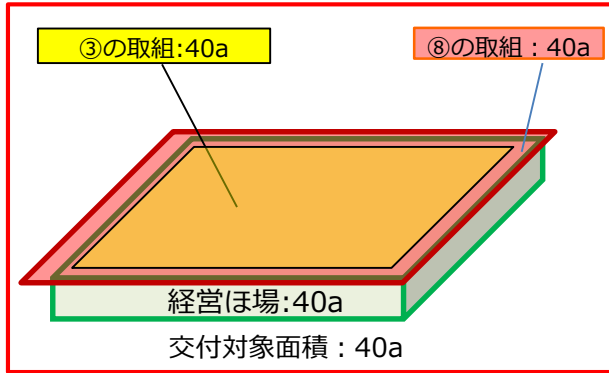
- 交付金は、次期作の取組を行うほ場1カ所に対し年度内に1回限り交付が可能となっている。
(昨年度交付を受けたほ場においても第4次公募で再度交付が可能)
- 取組項目⑧の1から3のうち、前年度、既の実施している項目については、取組項目として選択できない。
- 交付額は、取組実施者ごとに算定するものとし、取組実施者の交付対象面積の合計面積に1アール未満（高集約型品目は0.1アール未満）の端数があるときは切り捨てにより算定する。

(交付対象面積の算定例 ※高集約型品目以外の品目の場合。)

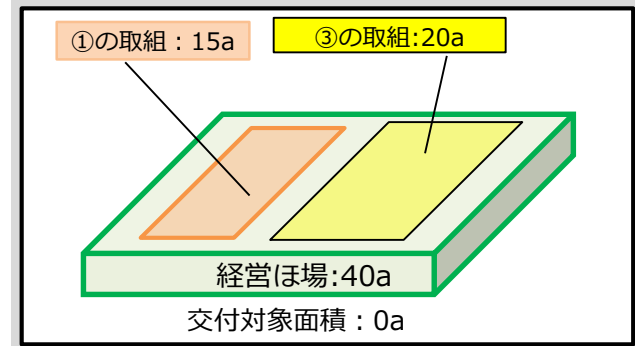
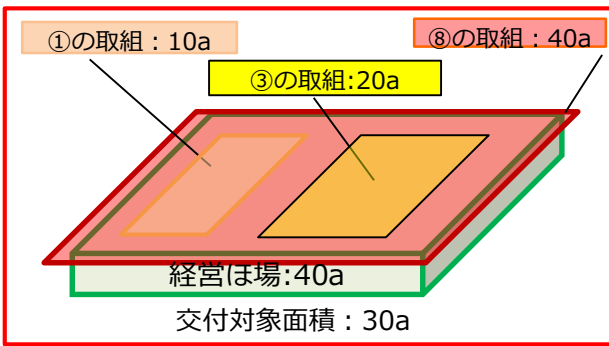
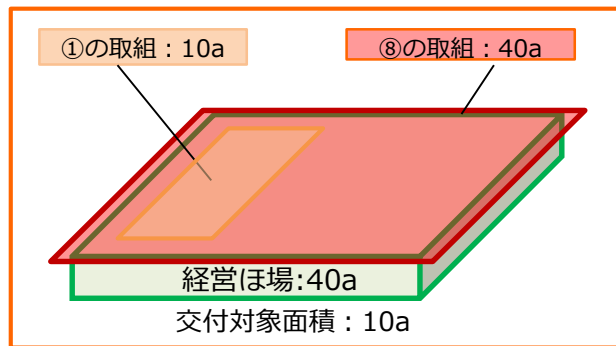
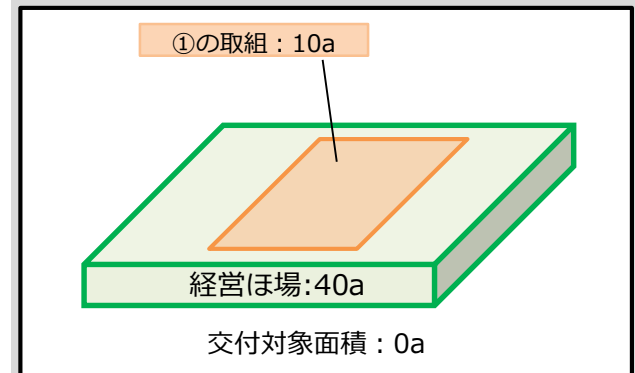
対象となる取組例



(※) エ又はオの取組(⑧)において、経営全体をカバーした場合



ほ場に対して2つの取組が行われていないため交付対象外となる取組例



高収益作物次期作支援推進事務

【取組内容】

| | |
|------------------|---|
| (1) 推進・指導 | 事業実施主体は、取組実施者に対して本事業の実施等に必要な事項の周知徹底を図るとともに、対策の適正な実施を確保するための指導及び事務を行う。 |
| (2) 交付事務 | 事業実施主体は、取組実施者から提出された申請書等の確認、取りまとめ、取組実施者に対する交付金の交付等を行うものとする。 |
| (3) 実施確認 | 事業実施主体は、交付金の対象となる取組について、実施確認を行うものとする。 |
| (4) その他 必要な事項 | |

【交付額】

推進事務を実施する事業実施主体に対する国の交付額は、定額とする。

【事業の委託】

本事業の実施に当たり、必要と認められる場合には、事務の一部を都道府県その他次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- (3) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

お問い合わせ先

【事業に関するホームページ（農林水産省ホームページ）】

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html>

【農林水産省問合せ先】

| | | |
|----------|---------------|---------------|
| (本省) 生産局 | 園芸作物課 | ☎03-6738-7423 |
| 北海道農政事務所 | 生産経営産業部 生産支援課 | ☎011-330-8807 |
| 東北農政局 | 生産部 園芸特産課 | ☎022-221-6193 |
| 関東農政局 | 生産部 園芸特産課 | ☎048-740-0434 |
| 北陸農政局 | 生産部 園芸特産課 | ☎076-232-4314 |
| 東海農政局 | 生産部 園芸特産課 | ☎052-223-4624 |
| 近畿農政局 | 生産部 園芸特産課 | ☎075-414-9023 |
| 中国四国農政局 | 生産部 園芸特産課 | ☎086-224-9413 |
| 九州農政局 | 生産部 園芸特産課 | ☎096-300-6253 |
| 沖縄総合事務局 | 農林水産部 生産振興課 | ☎098-866-1653 |